

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、高松広域都市計画道路事業について次のとおり公告する。

平成24年3月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 都市計画事業の種類及び名称

高松広域都市計画道路事業 3・6・137 公園東門線

2 施行者の名称

香川県

3 事務所の所在地

高松市番町4丁目1番10号

4 事業地の所在

収用の部分 高松市桜町1丁目、桜町2丁目及び楠上町2丁目地内